

本宮市農業委員会 令和3年11月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年11月22日（月）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員
 - 農業委員会委員

1 番 渡邊 謙輔	2 番 遠藤 政幸	3 番 國分 政利
4 番 伊藤 隆一	5 番 石橋 廣基	6 番 三瓶 和彦
7 番 渡邊 善幸	8 番 三瓶 修藏	9 番 渡辺 喜一

 - 農地利用最適化推進委員

1 番 國分 隆一	2 番 川名 和弘	3 番 遠藤 栄太郎
4 番 國分 政彦	5 番 遠藤 俊雄	6 番 阿部 修司
7 番 佐藤 一徳	8 番 遠藤 正任	9 番 國分 保
10 番 大内 俊之	11 番 佐々木 清忠	12 番 佐藤 博衛
4. 欠席委員 なし
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 副主査 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係副主査 弓田 周平）

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告はありません。遅刻の通告はありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会 11 月定例会を開会いたします。
事務局長	続きまして、会長よりごあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員 7 番 渡邊善幸 委員</p> <p>農業委員 8 番 三瓶修藏 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。</p> <p>農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p> <p>(3 番 國分政利 委員)</p>

農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、國分政利です。今回は、渡邊善幸委員、國分政彦委員、大内俊之委員で調査を実施しました。</p> <p>去る 11 月 10 日、午後 1 時 30 分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと 7 件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第 52 号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、「宅地分譲敷地が 1 件」、「一般住宅敷地が 1 件」、「太陽光発電設備敷地が 2 件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出及び周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第 53 号「空き家に付属した農地の指定について」ですが、制度発足後、初めての案件となります。空き家については、令和 3 年 10 月 15 日付、「もとみや空き家バンク」に登録されており、申請農地は、153 m²の畑で、空き家に隣接しております。空き家の権利取得に合わせて取得する場合の別段の面積は、0.5 アール・50 m²以上ですので、空き家に付属した農地として指定することが適当であると判断いたしました。</p> <p>次に、議案第 54 号「現況確認証明願いについて」ですが、件番 1 については、すでに山林化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>件番 2 については、原野として申請されておりますが、現況は、伐木された後の状態でした。約 2 年前に伐木しており、切り株が 3~4m 間隔で地表から見える状態で、根っこが張り巡らされており、農地に復元するには困難と思われる状態でした。申請人は今後農地として利用する意思はなく、非農地化を希望しております。この件については、農業委員会審査基準にないため、現地調査委員会として判断することができませんでしたので、議案上程時に、委員会で協議をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、件番 1 の許可は「適当」と判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告について」、さらに、10 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	<p>(事務局朗読・説明)</p> <p>10 月定例会許可分は、10 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第 51 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番 1 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長

事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 (4番 伊藤隆一 委員)
伊藤隆一 委員	議案第51号件番1について、11月6日に現地調査及び申請内容の確認を阿部修司委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました阿部修司委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第51号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第51号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番2について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 (1番 渡邊謙輔 委員)
渡邊謙輔 委員	議案第51号件番2について、11月10日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番2につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました國分隆一委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。

	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 51 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 51 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 52 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 及び件番 4 について、隣接地ですので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 及び件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 及び件番 4 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 53 号「空き家に付属した農地の指定について」の議案を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 53 号「空き家に付属した農地の指定について」の件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 53 号「空き家に付属した農地の指定について」の件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 54 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 54 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、許可することに異議ありませんか。

	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 54 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	件番 2 については、現地調査委員長からの報告にあったように、委員会での協議を行います。 暫時、休憩いたします。
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。また、休憩中での意見を受けて、現地調査委員長より、意見を求めます。
農地転用現地調査委員長	休憩中での意見を踏まえまして、件番 2 は、許可適当であると判断いたしました。
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 54 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は、許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 54 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、次に、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、9 頁の新規設定・番号 5 及び 6 の 2 件につきましては、農業委員 3 番の國分政利委員が当事者となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することが制限されておりますので、ここで退席を求めます。 暫時、休憩いたします。
	(3 番 國分政利委員 退席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。それでは、新規設定・番号 5 及び 6 の 2 件の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。

	議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定・番号 5 及び 6 の 2 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定・番号 5 及び 6 の 2 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 それでは、退席しておりました、農業委員 3 番、國分政利委員の復席を求めます。 暫時、休憩いたします。
	(3 番 國分政利委員 着席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 それでは、新規設定・番号 5 及び 6 の 2 件を除く、再設定・番号 1 から 2、及び新規設定・番号 1 から 4 の 6 件の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」の再設定・番号 1 から 2、及び新規設定・番号 1 から 4 の 6 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 55 号「農用地利用集積計画の決定について」の再設定・番号 1～2、及び新規設定・番号 1 から 4 の 6 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 次に、議案愛 56 号「令和 4 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 56 号「令和 4 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」の議案は、案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 56 号「令和 4 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」の議案は、案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。

事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会 11 月定例会を閉会いたします。

令和3年11月22日
(閉会午後3時00分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席7番委員 渡邊 善幸

議席8番委員 三瓶 修藏